

# 自治体保有個人情報に関する請求拒否決定 (非開示決定・訂正拒否決定・利用停止拒否決定) と 行政救済の法的問題点考察 (1)

中京大学法科大学院 教授・法学博士

皆川 治 廣

はじめに

第1節 請求拒否決定に関連する若干の事例

(1) 行政情報公開条例(個人情報保護条例制定以前)に関連する事例

事例(A) 東京地判平成6年1月31日:東京高判平成6年10月13日(控訴審)

事例(B) 浦和地判平成11年1月25日

事例(C) 浦和地判平成11年3月1日

(2) 個人情報保護条例に関連する事例

事例(D) 大阪地判平成6年12月20日:大阪高判平成8年9月27日(控訴審)

事例(E) 大阪地判平成14年12月20日

事例(F) 甲府地判平成15年3月18日:東京高判平成15年9月24日(控訴審)

事例(G) 熊本地判平成15年4月25日

事例(H) 東京地判平成16年6月25日

事例(I) 名古屋地判平成20年1月31日:名古屋高判平成20年7月16日(控訴審)

事例(J) 水戸地判平成20年2月26日:東京高判平成21年3月19日(控訴審)

第2節 行政不服審査

第1款 処分庁への異議申立て・審査庁への審査請求

(1) 異議申立ての事例

(2) 審査請求の事例

第2款 第三者不服審査機関(審査会)

(1) 審査会への諮問

(2) 審査会による調査審議

① 調査審議の手続

② 不服申立人と意見陳述権

(3) 審査会による答申

第3款 異議申立決定・審査請求裁決

(1) 決定・裁決の期限と方式

- (2) 審査会の答申内容を尊重した決定・裁決
- (3) 審査会の答申内容とは異なる決定・裁決
- (4) 審査庁の裁決内容とは異なる処分庁（実施機関）の措置

（以上、本号）

第3節 処分取消訴訟と要件審理（若干の争点整理）

- 第1款 処分性（公権力の行使）
- 第2款 訴えの利益（原告適格）
- 第3款 その他の訴訟要件

第4節 処分取消訴訟と本案審理（若干の争点整理）

- 第1款 処分理由の付記
- 第2款 文書不存在：文書の移送と廃棄
- 第3款 立証責任など

第5節 その他の訴訟提起

- 第1款 裁決取消訴訟
- 第2款 不作為の違法確認訴訟
- 第3款 義務づけ訴訟
- 第4款 国家賠償請求訴訟

おわりに（課題と展望）

（以上、次号以下）

## はじめに

個人情報保護条例に基づいて、請求者が自己の個人情報につき、開示請求、訂正請求ないし利用停止請求を行った場合、実施機関によって全面開示決定、訂正決定や利用停止決定がなされたときには、請求者にとって満足の得られる結果となる。しかし、非開示（一部非開示・文書不存在も含む。以下、「不開示」と同義である。）決定、訂正（以下、追加・削除も含む。）拒否決定、あるいは、利用停止（以下、消去・外部提供停止も含む。）拒否決定がなされた場合、請求者は当該決定に不服を有することとなる。こういった場合に、請求者は、行政上の不服申立て、行政事件訴訟ないし国家賠償を提起することになるが、現実には、十分な行政救済が受けられない場合も存在する。そこで、若干の事例を基に、行政不服審査法、行政事件訴訟法及び国家賠償法に触れながら、非開示決定、訂正拒否決定及び利用停止拒否決定（以下、「請求拒否決定」という。）に関する行政救済の法的問題点につき検討・分析したいと思う<sup>(1)</sup>。

## 第1節 請求許否決定に関連する若干の事例

### (1) 行政情報公開条例（個人情報保護条例制定以前）に関連する事例

事例（A）東京地判平成6年1月31日（公文書公開拒否処分取消等請求事件・第1審：棄却）判例時報1523号58頁・判例タイムズ887号179頁・判例地方自治132号61頁：東京高判平成6年10月13日（控訴審：棄却）判例集未登載

#### 【事実関係】

本件は、原告（東京都文京区に在住する男性）が埼玉県の旧東久留米市公文書公開条例（東久留米市個人情報保護条例は当時未制定の状況）に基づいて、原告が転入学した昭和46年9月から昭和51年3月25日に卒業するまでの小学校児童要録の全部を、平成4年に東久留米市教育委員会教育長に公開請求したものの、同教育長が、本件指導要録は「個人に関する情報で公開されることにより私生活の平穩を害するおそれのあるもの」と規定する本件情報公開条例第9条1項2号（現東久留米市個人情報保護条例第17条5号）所定の非公開文書に該当するとして、本件指導要録を公開しない旨の決定処分をしたので（なお、原告から異議申立てがなされた後に、東久留米市公文書公開審査会による一部公開せよとの答申に基づいて、同教育長は、本件処分の一部を取り消す旨の変更決定を行い、本件指導要録の一部を公開するに至った）、裁判で、一部非公開決定処分の取消しを求めるとともに、当該違法な処分等により写しの交付手数料等180円に相当する損害を受けたとして、東久留米市に対して国家賠償を求めた事案である。

#### 【判示事項・第1審<sup>(2)</sup>】（控訴審・同旨）

① 処分理由の追加主張について……「一般に行政処分の取消訴訟における審判の対象は、行政処分の違法性一般であり、本件処分においても処分理由の追加により審判の対象等を異にするに至るものでないことは明らかである。……本件条例七条三項は、公文書公開拒否決定の際には、その理由を記載した書面により通知しなければならない旨を規定しており、本件条例が非公開決定に理由の附記を求めているのは、非公開理由の有無につき実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開理由を請求者に知らせることによって、不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されるから、附記されていない理由の追加主張については一定の考慮が必要になるというべきである。」「本訴における処分理由の追加主張も、本件処分当時に全く問題としていなかったような記載部分や本件指導要録の個別具体的記載に着目するなどして異なる基礎事実を前提として理由を追加したというものではなく、……本件処分後、原告は、被告教育長に対して異議申立てをなしており、……本件異議決定においては、本件非公開部分の非公開理由につき『本人に対して誤解を生じさせ、学校及び教師への信頼を損なう恐れがある』『公開を前提とすると、ありのままを記載しなくなり、指導要録に基づく教育的指導が困難になる恐れがある』等の記載があり、右理由は、本件条例九条一項四号エに規定する非公開理由として記載されたものと解し得ること等に照らせば、本訴における処分理由の追加主張を認めたとしても、原告に格別の不利益を与えるものとはいえないと解すべきであり、被告らは、本件非公開部分の非公開理由につき、本件条例

九条一項四号エに該当することを追加主張することが許されるというべきである。」

② 国家賠償の請求（経済的損害）について……「原告は、本件非公開部分を公開しないことが違法であることを前提として、損害賠償請求をなしているところ、これが違法とはいえないことは、前示のとおりであるから、被告市に対して、損害賠償を請求する部分は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。」

事例（B）浦和地判平成11年1月25日（行政情報非公開決定取消等請求事件：一部認容・一部棄却：確定）判例地方自治189号68頁

#### 【事実関係】

原告は、旧埼玉県行政情報公開条例（埼玉県個人情報保護条例は当時未制定の状況）に基づき、平成6年4月28日に、埼玉県立高等学校一般入試における原告にかかる学力検査の各教科ごとの得点及びその総得点（本件情報一）、出身中学校における各教科の学習評点の合計、そして、学力検査の得点合計と学習評点の合計の相関図表中の原告に関する分類等（本件情報二）について、行政情報の公開を埼玉県総務部公文書センター所長に対して請求したが、非公開（一部文書不存在も含む）決定処分を受けた。埼玉県教育委員会は、原告からの審査請求を受理し審査を行ったものの、棄却の裁決までに2年ほど要したので、原告は、裁決不作為の違法確認訴訟を提起するとともに（当該訴訟は、原告が自ら取り下げるに至った）、当該センター所長の承継人である埼玉県教育委員会を被告として非公開決定処分の取消訴訟を、そして、埼玉県を被告とする国家賠償請求訴訟を提起した。

#### 【判示事項<sup>(3)</sup>】

① 本件非公開決定処分と国家賠償の請求について……「本件情報二については、違法な処分ではない……。本件行政情報一は、本件条例六条一項五号に該当する行政情報であるとはいえず、したがって、公文書センター所長が本件行政情報一について非公開とした処分は、違法であるというべきである。しかしながら、このことは直ちに、右処分を行った公文書センター所長が、右処分をするに際して、国家賠償法に定める故意・過失を有していたことに結びつくものではない。すなわち、公務員は職務上の義務を遵守して執行すべきであるから、事後的な司法判断により、公務員の行った処分が取り消されたとしても、職務上の義務を尽くしている限り、故意・過失の責任を問われることはないものと解すべきである。けだし、公務員は法令に従って行政を執行すべきであるから、与えられた裁量の範囲内で、法令の定めるところに従って職務を執行している場合には、職務上の義務は尽くされていると解すべきである。……公文書センター所長が、……本件非公開決定処分をしたことは、合理的な根拠があると認めることができるから、本件行政情報一に係る部分に対して本件非公開決定処分をしたことについて、公文書センター所長に故意・過失があると認めることはできない。」

② 審査請求の裁決遅延と国家賠償の請求について……「審査庁は、審査請求に対する裁決を相当期間内に行うべきであり、これが不当に長期にわたって裁決がされない場合には、早期の裁決を期待していた審査請求人が、いたずらに不安感、焦燥感を感じ、そのために内心の静謐を害され、

精神的な苦痛を抱くに至ることもあり得るから、審査庁としては、相当の期間内に裁決をすべきである。原告は、平成六年五月二〇日県教育委員会に対し、本件非公開決定処分に対する本件審査請求を提起したが、……県教育委員会は、……本件審査請求に関する審査請求人の主張及び処分庁である公文書センター所長の反論等の提出が終了したと認められる右同日（平成七年六月二二日・筆者注）から約九か月を経過した……平成八年四月一日開催の第一二七〇回定例会において本件審査請求を棄却するとの本件裁決をしたのであるが、……本件裁決は、本件審査請求を審査し、裁決をするために手続上客観的に必要と認められる期間内に行われたと認めることは困難であるといわざるを得ず、本件審査請求に関する審査手続きが、右期間に比して長期にわたって遅延していると認められる。したがって、県教育委員会が、約九か月間本件審査請求に対する裁決をしなかったのは、違法である。……被告埼玉県の前記違法な行為による原告の精神的苦痛を慰謝するためには、本件の諸般の事情を考慮すると、五万円が相当である。」

事例（C）浦和地判平成11年3月1日（行政情報抹消等請求事件：一部認容・一部棄却：確定）  
判例タイムズ1021号136頁・判例地方自治203号30頁

#### 【事実関係】

本件は、脳性麻痺による両上肢機能障がい・移動機能障がいを有する原告が、旧埼玉県行政情報公開条例（埼玉県個人情報保護条例は当時未制定の状況）に基づき、平成3年度の埼玉県立浦和高等学校定時制特別選考による入学者選抜学力検査において、埼玉県立越谷擁護学校長が同校に提出した事前協議に関する文書の開示請求を行った後に、公開された文書の記載内容に誤りがある（原告は、『療育手帳 みどりの手帳（精神薄弱）』の交付を受けていない）と主張し、埼玉県を被告として、抹消の請求とともに、国家賠償法に基づいて損害賠償（慰謝料）の請求を行った事案である（なお、本件は行政情報公開条例に関する事例であり、当該条例では、訂正請求権などが保障されているわけではなかった）。

#### 【<sup>(4)</sup>判示事項】

① 訴えの利益について……「被告は、本件文書は、……平成三年度の本件受検が終了した以上、すでに廃棄されるべき文書であるから、本件記載部分について、その訂正、抹消等を求める必要はないので、原告には、本件記載部分の記載の抹消を求める訴えの利益はない旨主張する。しかしながら、仮に本件文書がすでに廃棄されるべき文書であるとしても、本件文書が、本件訴訟において訂正・抹消請求権の行使の対象とされており、本件口頭弁論終結時において、本件文書が廃棄されずに存在している以上、本件文書の本件各記載部分の抹消を求める訴えの利益は、未だ失われていないというべきである。」

② 被告適格について……「被告は、本件文書は定時制学校長が所持管理しているものであるから、被告には、本件文書の訂正・抹消の権限がないものであり、本件記載部分の抹消を求める訴えは、被告適格を欠くので、却下されるべきであると主張する。しかしながら、……本件文書は、埼玉県立高等学校の入学者選抜に際して、埼玉県の執行機関である埼玉県教育長が発した通知に基づいて作成されたものである（弁論の全趣旨により、これを認める。）ところ、右文書の記載の訂正な

いし抹消等の管理は、埼玉県の教育に関する事務に該当するから、本件記載部分の情報抹消ないし訂正の権利義務の帰属主体は、被告埼玉県であるというべきである。」

③ 国家賠償の請求（慰謝料）について……「原告の本件請求は、本件文書のうち『療育手帳 みどりの手帳（精神薄弱）』の記載部分の抹消を請求する部分及び金員請求中二〇万円の支払を求める限度において理由があるからこれを認容し、その余の部分については理由がないから棄却する。」

## （２）個人情報保護条例に関連する事例

事例（D）大阪地判平成6年12月20日（情報開示不作為の違法確認等請求・調査書非開示処分取消等請求事件・高槻市内申書事件・第1審：一部却下・一部認容）判例時報1534号3頁・判例タイムズ883号148頁・判例地方自治136号54頁：大阪高判平成8年9月27日（控訴審：控訴棄却：確定）判例タイムズ935号84頁・判例地方自治163号68頁

### 【事実関係】

大阪府高槻市立中学校3年に在学し、公立高等学校に進学を希望していた原告は、入学願書の提出に先立ち、志望校決定の参考資料等にするため、高槻市個人情報保護条例に基づき、入学者選抜の資料として公立中学校から公立高等学校に送付される調査書作成前の段階で、高槻市教育委員会に対し、自己の調査書の開示請求を行った。同市教育委員会は教育長名で、本件調査書は同市教育委員会が管理する文書の中には存在しない旨の通知を原告に発したので、原告は、これを違法な処分であるとして異議申立てを行った。同市教育委員会は、（平成3年2月28日に、高槻市個人情報保護審査会から開示せよとの答申を受けたものの）平成3年6月7日には、異議申立てを棄却する旨の決定を行っている。本件は、原告が、高槻市教育委員会を被告として文書不存在通知の取消訴訟及び情報開示不作為の違法確認訴訟を提起するとともに、同市教育委員会が異議申立てに対する決定を高等学校の入学願書提出期日までに行わなかったため、原告は調査書を志望校選定の資料にするという期待が失われ、静穏な感情を害されるなど看過できない精神的苦痛を被ったと主張し、高槻市を被告として、国家賠償法に基づき慰謝料の支払いを求めた事案である。

### 【判示事項・第1審<sup>(5)</sup>】（控訴審・同旨）

① 本件不存在通知の処分性について……「調査書についても、それを開示するためには、開示時点において、調査書が現実に作成され、公文書として存在していることが必要である。しかし、本件調査書のように近く作成・存在することが確実となっているものについて開示請求をする場合やその決定をする場合にまで、各時点で既にそれが公文書として存在していることの必要はないのであり、したがって、右のような公文書について、開示請求及びこれに対する決定をするに当たっては、その対象となる公文書が存在していることは要件ではないというべきである。そうすると、本件調査書については、原告が開示請求をした平成三年一月七日当時はもちろんのこと、本件不存在通知がなされた同月一六日当時もいまだ右調査書は作成されていなかったのであるが、右いずれの時点においても、開示請求をすることはもちろん、開示・非開示の決定（この場合の開示決定は文書が作成された後に開示するとの内容となる。）もすることができたといわなければならない。……

本件不存在通知は、右教育長名でなされてはいるものの、その効果は被告市教委に帰属するものであり、本件不存在通知は被告市教委の処分であると認めるほかはない。したがって、本件不存在通知は、単なる事実の通知ではなく、原告の本件調査書の開示請求に対する拒否処分であり、個人の地位、利益、権利関係に影響を及ぼすものとして、行政処分に当たるといふべきである。」

② 訴えの利益及びその消滅について……「本件条例は、開示目的や、開示により受ける具体的利益にかかわりなく、何人にも、公文書に記録されている自己に係る個人情報の開示を求め得ること自体に法律上の利益を認めているものと解すべきであり、原告が、本件不存在通知の存在によって、本件調査書の開示を受けることが妨げられている以上、右処分の取消しを求める法律上の利益はあるといふべきであって、平成三年度の公立高等学校入学者選抜が既に終了していることや、原告が既に志望先高等学校に合格し進学していることにより、右法律上の利益が失われるものとすることはできない。」「本件調査書は、被告市教委が現に保存・保管するものではないから、訴えの利益がないとする点についてであるが、前記のとおり、本件条例一三条一項による開示の対象となるのは、開示の段階において、現に実施機関において管理する文書等に限られるのであり、本件調査書が既に被告市教委の下には存在していない現在、本件処分が取り消されても、最早、原告は同項により本件調査書の開示を受けることはできなくなっているのであるから、原告には本件不存在通知の取消しを求める利益は失われているものといわざるを得ない。」

③ 国家賠償の請求（慰謝料）について……「本件調査書は『総合所見』欄を除いて開示すべきものであったところ、被告市教委は、平成三年二月二八日に審査会から開示すべしとの答申が出されているにもかかわらず、原告の入学志願書の出願期限である平成三年三月七日を過ぎた同年六月七日になって、原告の開示請求を認めない旨の決定を出しているのである。……以上の事情を考え併せると、被告市教委が原告の出願期限までに本件調査書（ただし、一部分）を開示するとの決定をしなかったことは違法といふべきであり、これにより、原告が被った精神的苦痛について、被告高槻市は慰謝料として五万円を支払うべき義務があるといわなければならない。」

事例（E）大阪地判平成14年12月20日（非公開処分取消等請求事件：一部認容・一部却下・一部棄却：確定）判例地方自治247号10頁

#### 【事実関係】

大阪府泉南市の住民である原告は、泉南市個人情報保護条例に基づいて、水道管の閉栓に関する書類の開示請求を行った。水道事業管理者たる泉南市長が文書不存在として非開示決定処分を行ったため、原告が同市長に対して不服申立て（審査請求）を行ったところ、（泉南市情報公開・個人情報保護審査会の答申に基づいて）これを棄却する旨の裁決（裁決1）がなされた。本件は、当該裁決の取消訴訟が提起された事案である。また、原告は、泉南市情報公開条例に基づいて給水工事申込台帳等の公開請求を行っているが、水道事業管理者たる泉南市長によって非公開決定処分がなされている。原告が同市長に対して不服申立て（異議申立て）を行った結果、同市長は、（泉南市情報公開・個人情報保護審査会の答申に基づいて）非公開決定処分を変更し、一部公開変更決定を行っている。その後、原告は、改めて不服申立て（審査請求）を行った結果、審査庁である同市長

は、本件一部公開変更決定と同内容の裁決（裁決2）を行うに至った。原告は、これらを不服として、非公開決定処分、本件一部公開変更決定、そして、非公開決定処分に対する不服申立て（審査請求）を棄却した裁決（裁決2）を取消訴訟で争っている。

#### 【判示事項】

① 理由付記の不備について……「本件裁決1の通知書には、『泉南市情報公開・個人情報保護審査会の答申による』と記載されているのみで、非開示となされた理由そのものは記載されていないが、被告は、原告に対し、上記通知書を交付する際に、泉南市情報公開・個人情報保護審査会の本件非公開決定1に係る答申（以下『本件答申1』という。）を交付しており、かつ、本件答申1には、原告が本件開示請求で開示を請求している文書に相当する公文書が存在しないから本件非開示決定は妥当である旨記載されているのであるから、本件裁決1につき理由付記の不備があると認めることはできない。なお、原告は、被告は当初通知書を交付したのみであり、答申については原告が交付するよう要求して初めて交付したのであるから、理由付記が不備であると主張するが、仮に原告が主張するとおりであるとしても、被告が原告に対して通知書を交付する際に本件裁決1の理由が記載された答申を交付しているのであるから、本件裁決1については理由付記に不備はなく、適法である。」

② 意見陳述権の保障について……「異議申立人の申立てがあったときは、処分庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない（行政不服審査法25条1項、48条）が、原告は、諮問機関である泉南市情報公開・個人情報保護審査会に対して、口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めたにすぎず、処分庁である被告に対して口頭意見陳述の機会を与えるよう請求したことはないのであるから、被告が、原告に対し、口頭意見陳述の機会を与えなかったとしても何ら違法ではない。また、異議申立人が、諮問機関である泉南市情報公開・個人情報保護審査会に対して、口頭意見陳述の機会を与えるよう請求することができる旨定めた法令もないから、同審査会が、原告に対し、口頭意見陳述の機会を与えなかったことが違法であるということもできない。よって、原告が、口頭で意見を陳述する機会を与えなかったことから、本件裁決1、2が違法であるとの上記原告の主張は採用することができない。」

③ 立証責任について……「本件非開示決定は、本件開示請求にかかる文書が存在しないことを理由としてなされたものであるところ、本件個人情報保護条例に基づく開示請求権が発生するためには開示請求の対象となっている文書が存在することが前提であるから、当該文書が存在することを主張して本件非開示決定の取消しを求める原告に、当該文書が存在することを立証する責任があるというべきである。……原告の所有する土地に埋められていたパイプがはたして水道管かどうか極めて疑わしく、ひいては原告が開示を請求する書面が作成されたことを認めるに足りる証拠はないことに帰着するから、本件開示請求に係る文書が存在しないことを理由としてなされた本件非開示決定は適法である。」

④ 裁決2の取消訴訟にかかる訴えの利益について……「原告は、本件一部公開決定が違法であると主張してその取消しを求めているが、本件一部公開決定は、本件非公開決定が非公開とした文書の一部について公開することを内容とする決定であり、原告にとって有利な決定であるから、本

件一部公開決定の取消を求める訴えの利益はないと解すべきである。したがって、原告の訴えのうち、本件一部公開決定の取消しを求める訴えは、不適法として却下すべきである。」

事例（F）甲府地判平成15年3月18日（人事異動具申書内申書開示一部不開示処分取消請求事件・損害賠償請求事件：第1審：一部取消・一部認容・一部棄却）判例集未登載：東京高判平成15年9月24日（控訴審：原判決変更・一部認容・一部棄却）判例集未登載

#### 【事実関係】

小学校の教諭である原告は、山梨県個人情報保護条例に基づき自己の人事異動に関する書類を開示請求したものの、山梨県教育委員会が作成した平成10年度末人事異動に係る内申書につき全部を、そして、町教育委員会から山梨県教育委員会に対して提出された教職員調査一覧表及び（原告が勤務する学校の）校長の意見書のうち「出勤状況」「特技・特能」「勤務等の状況」「意見」「意見に対する説明」に係る記入欄、「注意書き」に記載されている「留任についての説明書き」の部分を開示しないとの不開示決定処分を受けた。後に、原告は山梨県教育委員会に異議申立てを行ったが、（山梨県個人情報保護審査会による本件決定処分は妥当である旨の答申を受けて）同県教育委員会は、本件異議申立てを棄却する旨の決定を行った。本件は、原告が不開示決定処分を不服としてその取消訴訟、そして、本件決定処分により精神的損害を被ったとして国家賠償法に基づく損害賠償請求が提起された事案である。なお、本件「留任についての説明書き」には、「全職員の1／2以下にとどめる。」との記載がなされており、当該記載は、県費負担教職員の任免権者である被告山梨県委員会が市町村立小学校の各校長に対し、人事異動の方針を指示するために記載したとされている。

#### 【判示事項・第1審<sup>(6)</sup>】（控訴審・①及び②につき同旨）

① 訴えの利益の消滅・処分理由の差し替えについて……「本件説明書きは、必ずしも本件意見書の『意見』欄等に記載される個人情報を理解するために必要な情報とはいえ、原告が本件条例により開示請求することができる『個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る』情報（本件条例2条1号本文）には当たらないから、本件説明書きを開示しなかった被告委員会の決定に違法な点はない（なお、本件説明書きについては、書証として提出された乙5号証の4により、既に原告に開示がされているものの、原告が本件条例の定める手続に基づき個人情報の開示を受けるとの利益は失われておらず、かかる場合に訴えの利益がないとすることは、実施機関による安易な不開示決定を誘発するおそれもあるから、訴訟における書証の提出により事実上開示を受けたことをもって、訴えの利益がなくなったと解することはできない。また、被告委員会は本件決定の通知書に、本件説明書きは本件条例14条1項6号に該当するとの理由を付したにもかかわらず、被告らは、本件審理において、本件説明書きの同号該当性を主張せず、そもそも個人情報に該当しないと主張しているところ、本件条例16条2項2本文が実施機関に対し不開示決定の通知書に理由を付記することを要求した趣旨は、実施機関の恣意抑制及び開示請求者の不服申立ての便宜であると解され、それ以上に実施機関が非公開決定の取消訴訟において当該理由以外の理由を主張することを許さないとの趣旨をも含むとは解されないから、上記被告らの不開示理由の差し替えは許されないものではない。）」

② 国家賠償の請求について……「本件内申書には、市町村教育委員会が都道府県委員会に対してした当該職員の任免等の内申の結論のみが記載されているものと認められ、かかる記載は少なくとも選考に関する個人情報に記載されているものといえる。……本件内申書に記載された個人情報は、少なくとも当該人事後に開示するのであれば、本件条例14条1項3号、5号に規定する当該事務に著しい支障が生ずるおそれがあるということはできず、これを開示しなかった被告委員会の決定には本件条例の解釈適用を誤った裁量権の逸脱又は濫用があったというほかなく、本件決定は本件内申書を非開示とした限りで違法であったものといえる。……かかる違法な職務行為について被告委員会には少なくとも過失があったといえることができるから、これにより原告が被った精神的苦痛について、被告山梨県は慰謝料として金5万円を支払う義務がある。」

事例（G）熊本地判平成15年4月25日（損害賠償請求事件：棄却・確定）判例地方自治258号62頁

#### 【事実関係】

本件は、熊本県立 A 高等学校の生徒が高体連バスケットボール競技大会の試合中、転倒して頭部打撲による呼吸停止により死亡した事故につき、同生徒の父母である原告らが、被告熊本県には安全配慮義務違反があるとして、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めた事案である。併せて、原告らは、熊本県個人情報保護条例に基づき、熊本県教育委員会に対して「高等学校生徒指導要録及び中学校から送付された中学校生徒指導要録抄本」及び「熊本県立 A 高等学校入学者選抜資料」の開示請求を行ったものの、これが一部不開示（高等学校生徒指導要録のうち生徒の行動評価等について非開示）とされたので、真実説明義務違反があるとして、国家賠償法に基づき損害賠償を求めた事案である。なお、原告らが異議申立てを行った後、（熊本県個人情報保護審査会の答申を受けて）熊本県教育委員会は、不開示部分を開示する変更決定を行った。

#### 【判示事項】

「県教育委員会が、原告らの平成13年6月12日付け開示請求に対し、一部不開示としたのは、それらが教師らから見た生徒の行動評価等の記載であって、これらを開示した場合、教師がありのままを記載することができなくなるおそれがあり、評価の公正さや客観性の確保等が非常に困難となること、つまり、開示を前提とせずに記載された全体評価あるいは人物評価が開示されることで、将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあると考え、熊本県個人情報保護条例16条5号所定の不開示事由（個人の評価、診断、選考、指導等《以下『個人の評価等』という。》）に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると判断したことによると認められ（弁論の全趣旨）、県教育委員会の上記判断には、後に熊本県個人情報保護審査会により覆されたとはいえそれなりの合理的根拠があると評価し得るから、県教育委員会がした部分開示決定に損害賠償を肯定するに足りる違法性を認めることはできない。……他に A 高ないし被告が、原告らに対し、損害賠償を肯定するに足りる程度まで違法な情報開示の懈怠若しくは情報の意図的な秘匿又は説明義務の懈怠をしたと認めるに足りる証拠はない。」

事例（H）東京地判平成16年6月25日（請求拒否決定取消請求事件：一部却下・一部棄却）判例タイムズ1203号122頁

【事実関係】

東京都小金井市の職員である原告は、小金井市個人情報保護条例に基づき自己の勤務状況等に関する情報について、開示、訂正、削除、目的外利用等の中止を求める請求をしたところ、同市長がいずれの請求も拒否する旨の処分を行った。そこで、原告は、同市長に対して異議申立てを行ったものの、これを棄却する旨の決定がなされた（なお、小金井市情報公開・個人情報保護審査会への諮問・答申内容については不明である）。本件は、原告が、開示、訂正、削除、目的外利用等の中止を求める請求が拒否された処分の取消訴訟を提起した事案である。なお、本件情報は「社会的差別の原因となる諸事実に関する事項」に該当し、また、原告の上司がその指揮監督のために原告以外の者から収集したものであることなどが、違法理由として主張<sup>(7)</sup>されている。

【判示事項】

「本件情報は、別件損害賠償請求訴訟において書証として提出されており、その判決も宣告済みであるというのであるから、本件情報の目的外利用等は、既に実行されて終了しており、その撤回等を行う余地もないことが認められる。そうすると、このような中止請求の拒否決定を取り消しても、過去に行われて、終了した行為の中止を求めることはできないのであるから、原告は、およそ本件訴訟を利用しては解決することのできないことを求めているということが出来る。……したがって、本件訴えのうち、目的外利用等の中止を求める部分については、訴えの利益を欠き、不適法といわざるを得ない。」

事例（I）名古屋地判平成20年1月31日（保有個人情報一部不開示決定処分取消等請求事件：死体見分調書等一部不開示処分取消請求事件・第1審：一部認容・一部却下・一部棄却）判例時報2011号108頁・判例タイムズ1284号210頁・判例地方自治314号92頁：名古屋高判平成20年7月16日（控訴審：原判決取消・一部却下・一部棄却）判例集未掲載

【事実関係】

原告が旧愛知県個人情報保護条例に基づき、愛知県警察本部長に対し、地上10階建ての独身寮から落下して死亡した息子（長男）Zの死亡現場を見分した写真撮影報告書及び死体見分調書等の開示を請求したところ、同本部長から、本件保有情報は、「自己を本人とする保有個人情報」（第15条1項・旧新同一）には該当しないとして、不開示決定処分を受けた。原告が愛知県公安委員会に対して審査請求を行ったところ、「自己を本人とする保有個人情報」に該当する旨の愛知県個人情報保護審議会の答申を受けて）同県公安委員会は、不開示決定処分を取り消す旨の変更裁決を出した。ところが、当該裁決の後に、愛知県警察本部長は、改めて本件開示請求について、写真撮影報告書及び死体見分調書は「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」（第17条6号・旧新同一）に該当するとして、一部不開示決定処分を行った。原告は、これを不服とし、一部不開示決定処分の取消訴訟及び開示の義務づけ訴訟を提起したのが本件

事案である。なお、愛知県春日井警察署所属の警部補は、死者の状況を明確にするためという目的で、Zの死亡に係る平成17年6月20日付け「写真撮影報告書」を作成し、また、同警察署所属の巡査部長は、死体取扱規則（昭和三三年国家公安委員会規則第四号）四条の規定により、Zの遺体について、同年8月19日付け「死体見分調書」を作成している。本件「死体見分調書」に添付された「死体発見（認知）及び見分結果報告」には、「見分の結果」として「脳挫傷（自殺）」との、「見分官の判断」として「事件性はなく、飛び降り自殺と判断された。」との記載があり、これらの部分については開示されている。本件で争われた不開示情報は、B：「死体発見（認知）及び見分結果報告」中の「発見者欄の巡査部長の職にある警察官の生年月日、年齢」、C：「死体発見（認知）及び見分結果報告」中の「犯罪捜査に係る着眼点、捜査手法及び関心事項に関する情報」、「飛降現場断面図」や「現場見取図」、E：「写真撮影報告書」中の写真番号7～18の写真についてである。

【判示事項・第1審<sup>(8)</sup>】

「Z（筆者注・以下同じ）の死亡の調査に関わった見分官を含む警察官は、いずれもZの落下の原因を自殺と判断しており、現時点で、Zの死亡について将来犯罪捜査が開始される具体的な可能性は認められないから……（中略）……別紙の不開示部分C及びEを開示することにより、Zの死亡に関する将来の捜査等に具体的な支障が生ずるおそれがあるものとはいえず、愛知県警察本部長がこのような支障が生ずるおそれがあると認めたとしても、その判断が合理性のあるものとして許容される限度内のものであるとは直ちに認められず、愛知県警察本部長の当該判断について相当の理由があるものということとはできない。……そうすると、本件決定のうち別紙の不開示部分C及びEを不開示とした愛知県警察本部長の判断は、合理性のある判断として許容される限度を超え、裁量権を逸脱し又はこれを濫用したのものとして違法な処分というべきであるから、同部分の取消請求は理由がある。そして、本件条例17条柱書によれば、上記部分について開示の決定をすべきことが明らかであるから、同部分の開示決定の義務付けを求める請求は、行政事件訴訟法3条6項2号、37条の3第5項に照らして理由がある。」「本件決定のうち別紙の不開示部分Bを不開示とした部分の取消請求は理由がない。そして、別紙の不開示部分Bの開示決定の義務付けを求める訴えは、同部分を不開示とした決定が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であるときに限って提起することができるものであるから（行政事件訴訟法37条の3第1項）、その要件を欠いて不適法である。」「以上によれば、本件決定のうち別紙の不開示部分C及びEを不開示とした部分の取消し及びその開示決定の義務付けを求める請求は理由があるから認容し、別紙の不開示部分Bの開示決定の義務付けを求める訴えは不適法であるから却下し、原告のその余の請求は理由がないから棄却する。」

【判示事項・控訴審<sup>(9)</sup>】

「実施機関である愛知県警察本部長による不開示部分C及びEを不開示とした判断には、裁量権の逸脱又は濫用は認められず、これに基づく本件決定は適法というべきである。したがって、本件決定のうち、本件不開示部分C及びEを不開示とした部分の取消を求める被控訴人の請求は理由がない。……以上のおりであるから、本件決定のうち、不開示部分C及びEを不開示とした部分の取消請求は理由がなく棄却すべきであり、不開示部分C及びEの開示決定の義務付けを求める訴え

は不適法であり却下すべきである。』

事例（J）水戸地判平成20年2月26日（個人情報部分不開示決定処分取消等請求事件・第1審：一部認容・一部棄却）賃金と社会保障1523号64頁：東京高判平成21年3月19日（控訴審：原判決変更・一部却下・一部棄却）賃金と社会保障1523号57頁

#### 【事実関係】

原告は、旧茨城県個人情報保護条例に基づき、茨城県知事に対し、自らの措置入院に関する一切の資料（措置入院に関する精神保健指定医の診察内容や、茨城県竜ヶ崎保健所の職員が関係者から得た聴取結果等）について開示請求を行った。しかし、同県知事から、個人（第三者）の正当な利益を害するおそれ（旧第15条2号・新第14条3号）、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（旧第15条4号・新第14条7号）を理由として一部非開示とする決定処分を受けた。本件は、原告が茨城県知事に対する異議申立てを行った結果、（茨城県個人情報保護審査会の答申を受けて）茨城県知事が棄却の決定を出したので、一部非開示決定処分の取消訴訟及び義務づけ訴訟が提起された事案である。なお、新条例付則2項は、「この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の茨城県個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による個人情報の開示の請求は、この条例による改正後の茨城県個人情報の保護に関する条例第12条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求とみなす。」旨を規定している。

#### 【判示事項・第1審】

「本件開示請求部分のうち個人識別情報を除く部分、すなわち別紙1開示部分目録記載の部分（『症状の概要』や『生活歴及び現病歴』など：筆者注）を開示することにより、法的保護に値する程度の蓋然性をもって客観的に適正な事務の執行に支障が生じるおそれがあると認めるに足りる証拠はないから、別紙1開示部分目録記載の部分が本件条例15条4号に該当すると認めることはできない。」「義務づけ訴訟の認容要件の有無についての判断基準時は事実審の口頭弁論終結時であると解されるところ、平成17年の本件条例の全部改正（新条例付則2項の経過措置）により、本件義務づけ訴訟の判断は新条例を根拠とすることとなる。……行政事件訴訟法37条の3第5項該当性の判断に当たっては、処分行政庁が別紙1開示部分目録記載の部分を開示すべきであることがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められるか否かについて検討すべきである。……本件において、開示請求された情報が新条例14条各号に該当するとは認められないにもかかわらず、処分行政庁が当該情報を開示しないときは、処分行政庁が当該情報を開示すべきであることがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ、本件義務づけ訴訟を認容すべきことになる。」「本件処分の一部についてのみ処分行政庁に対して開示を義務付けることができるか否かについて……一般に、情報公開義務づけ訴訟では、処分行政庁において、開示請求された情報の一部とその余の部分とを容易に区分でき、その区分につき裁量の余地がないものと認められる場合には、当該情報は、独立した一体的な情報として、その部分についてのみ開示を義務付けるのが、当該紛争の一挙的解決に資し相当である。新条例15条も、部分開示についての法的根拠を与え、もって最大限の開示を実現しようとする趣旨だと解される。……そうする

と、個人識別情報を除く本件開示請求部分は、独立した一体的な情報と認められるから、この部分についてのみ開示を義務付けるべきであり、その具体的内容は別紙1開示部分目録記載のとおりとなる。」「以上によれば、本件開示請求部分のうち別紙1開示部分目録記載の部分を開示しないとした処分については、処分行政庁が当該部分を開示すべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ、本件義務付け訴訟は、当該部分についてのみ理由がある。」

#### 【<sup>(10)</sup> 判示事項・控訴審】

「被控訴人の茨城県知事に対する、本件処分のうち不開示部分に係る開示の義務付けの訴えは、上記のとおり、本件処分が適法である以上、行政事件訴訟法37条の3に定める訴え提起の要件を欠くものであるから、却下すべきである。」

## 第2節 行政不服審査

### 第1款 処分庁への異議申立て・審査庁への審査請求

国の行政機関個人情報保護法第42条は、「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあったときは」として、請求拒否決定（非開示決定、訂正拒否決定及び利用停止拒否決定）につき、行政不服審査法による不服申立てを認めている。各地方公共団体にあっても、事例（H）の小金井市個人情報保護条例第24条1項の「この条例による個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する処分に不服のある者は、行政不服審査法……による不服申立てをすることができる。」との規定に代表されるように、個人情報保護条例に基づく請求拒否決定について、行政上の不服申立てとしての異議申立て（行政不服審査法第3条・第6条）あるいは審査請求（同法第3条・第5条）を行うことが可能とされている。現在では、このような不服申立てが認められているが、異議申立てを廃止して審査請求のみに制度変更するなど、行政不服審査法の改正論議が行われていることは周知の通りである。<sup>(11)</sup>従って、行政不服審査法上の制度が変更されれば、それに伴って、請求拒否決定にかかる不服申立てのシステムも、新しい第一歩を踏み出すこととなる。

#### （1）異議申立ての事例

例えば、事例（H）では、非開示決定とともに、訂正拒否決定及び利用停止拒否決定について、小金井市長に対して異議申立てが行われている。異議申立ては、処分庁（処分をした行政庁）又は不作為庁（不作為に係る行政庁）に対して行うものであり、原則として、処分庁又は不作為庁に上級行政庁がないときに行われる不服申立ての方法である（行政不服審査法第6条1号）。個人情報保護条例に基づく処分庁（＝実施機関）が地方公共団体の長、その他の執行機関や各種行政委員会の場合には、上級行政庁をもたないことから、請求拒否決定に不服のある請求人は、処分庁に異議申立てを行うこととなる。例えば、前掲事例（H）と同様に、事例（D）では高槻市教育委員会に、事例

(F) では山梨県教育委員会に、事例 (G) では熊本県教育委員会に、事例 (J) では茨城県知事に対して、それぞれ異議申立てが行われている。なお、事例 (A) は、旧東久留米市公文書公開条例との関連で、東久留米市教育委員会の教育長に対して異議申立てが行われた点に特徴がある。

## (2) 審査請求の事例

他方、審査請求は、処分庁又は不作為庁以外の行政庁に対する不服申立てである。審査請求は、原則として、処分庁又は不作為庁に上級行政庁があるときに行われる（行政不服審査法第5条1項1号）。例えば、事例 (B) の埼玉県総務部公文書センター所長の行った非公開決定について、原告は、その指揮監督者であり上級行政庁である埼玉県教育委員会に対して審査請求を行っている。すなわち、当時の処分庁（＝実施機関）は当該公文書センター所長であることから、埼玉県教育委員会が審査庁となっている。

ところで、地方公営企業の管理者も、個人情報保護条例では実施機関とされている（例えば、東京都個人情報保護条例第2条1項、泉南市個人情報保護条例第2条3号などを参照）。そこで、都道府県知事や市町村長は、実施機関（＝処分庁）たる地方公営企業の管理者に対する指揮監督権を持ち、その上級行政庁となるので（地方公営企業法第16条を参照）、地方公営企業の管理者が行った請求拒否決定については、都道府県知事ないし市町村長が審査庁となる。例えば、事例 (E) では、非開示決定を行ったのが実施機関たる水道事業管理者としての泉南市長であり、審査請求は市の代表執行者たる同市長に対して行われている。

また、各都道府県の個人情報保護条例では、警視総監あるいは道府県警察本部長などが実施機関とされている（例えば、東京都個人情報保護条例第2条1項、愛知県個人情報保護条例第2条1号、香川県個人情報保護条例第2条2項などを参照）。そこで、都道府県公安委員会が、これらの実施機関に対して指揮監督権を持ち上級行政庁となるので（警察法第38条・第48条を参照）、警視総監あるいは道府県警察本部長が行った請求拒否決定については、当該都道府県公安委員会が審査庁となってくる。事例 (I) では、非開示決定を行ったのが愛知県警察本部長であり、審査請求は愛知県公安委員会に対して行われている。また、ストーカー行為等規制法に基づいて、香川県警察から受けた警告について、ストーカー行為等申告者が警察に対して行った自ら（原告）に関する警察総合相談の内容がわかる情報等に関し、原告から本人開示請求が行われたものの、香川県警察本部長によって一部非開示とする決定がなされた事例がある。当該事例にあつては、香川県公安委員会に対して審査請求が行われているが、審査請求棄却の裁決が下されたため、原処分たる一部非開示決定の取消訴訟が提起されるに至った。<sup>(12)</sup>

## 第2款 第三者不服審査機関（審査会）

### （1）審査会への諮問

請求拒否決定に不服のある請求人が、不服申立人（異議申立人及び審査請求人であり、以下同じ。）となつて、行政上の不服申立てを行った場合、異議申立てについて決定をすべき異議申立庁＝処分庁（個人情報保護条例にいう実施機関であり、以下同じ。）、あるいは、審査請求について裁決をすべき審査庁（個人情報保護条例にいう実施機関の上級行政庁であり、以下同じ。）は、当該不服申立てをどのように取り扱うべきであろうか。この点、事例（J）の茨城県個人情報保護条例第41条には、「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法……による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、……審査会……に諮問しなければならない。」との規定が置かれている。同様の義務的諮問規定は、国の行政機関個人情報保護法第42条（「裁決又は決定」の順になっている）のみならず、事例（B）及び事例（C）の埼玉県個人情報保護条例第41条（「裁決又は決定」の順になっている）、事例（F）の山梨県個人情報保護条例第43条（「審議会」となっている）及び事例（I）の愛知県個人情報保護条例第43条1項（「審議会」となっている）<sup>(13)</sup>にも見られる。各地方公共団体の審査会は、組織法的な位置づけでは、当該地方公共団体の長の附属機関となっており（地方自治法第138条の4第3項、第202条の3第1項）、また、不服申立てに係る諮問庁（異議申立庁ないし審査庁）からの諮問に応じて、調査審議を行う第三者機関となっている<sup>(14)</sup>。

そこで、個人情報保護条例の規定に沿って、諮問庁は、不服申立てが不適法であり却下するとき<sup>(15)</sup>、その他、行政上の不服申立てが適法・適式になされた後に、（審査会への諮問の前に）決定又は裁決で請求拒否決定を取り消し又は変更するとき、あるいは、当該不服申立てに係る開示請求、訂正請求ないし利用停止請求の全部を容認して、開示決定、訂正決定ないし利用停止決定をするときなどを除き、「個人情報保護審査会」、「個人情報保護審議会」、「個人情報保護条例審査会」、「個人情報保護運営審議会」や「情報公開・個人情報保護審査会」（以下、総称して「審査会」という。）への諮問を行い、その答申を受けて異議申立決定や審査請求裁決を行うこととなる<sup>(16)</sup>。もっとも、不服申立ての前に処分庁（＝実施機関）が職権で請求拒否決定を取り消した場合には、審査庁への諮問は不必要と解される。また、不作為に対する不服申立てがあった場合であるが、当該不服申立ては、請求拒否等該当性判断を求めるものではなく、単に事務処理の促進を求めるものであるため、一般に、諮問は不要と考えられている<sup>(17)</sup>。

ところで、諮問庁が審査会への諮問を行うべき期限に関してであるが、事例（A）の東久留米市個人情報保護条例第30条2項、事例（G）の熊本県個人情報保護条例第26条1項では「速やかに」、事例（D）の高槻市個人情報保護条例第21条1項、事例（E）の泉南市個人情報保護条例第25条1項、事例（I）の愛知県個人情報保護条例第43条1項では「遅滞なく」と規定されている。こういった条例は別として、個人情報保護条例で規定の欠落を見ている場合には、どのように取り扱われるべきであろうか。思うに、適正行政や善良行政を推進する上で、かつ、行政への住民の信頼確保と

いう観点からしても、「速やかに」あるいは「遅滞なく」という文言を考慮に入れながら、諮問庁は審査会への諮問を行うべきものと言えよう。なぜなら、審査会への諮問遅延行為は、故意であれ過失であれ、審査会での調査審議及び答申、ひいては異議申立決定ないし審査請求裁決の遅延事由ともなりうるからである。この点は、行政機関個人情報保護法も規定の欠落を見ていることからして、国の場合にも妥当すると考えられる<sup>(18)</sup>。また、諮問庁が不服申立てに係る請求を容認変更する場合であっても、異議申立決定ないし審査請求裁決まで時間を要するときがあろう。この場合には、早期諮問義務という観点からして、諮問庁は、審査会に対して「速やかに」あるいは「遅滞なく」諮問を行うべきであり、諮問遅延行為を極力回避する努力を行うべきものと言えよう。

## (2) 審査会による調査審議

### ① 調査審議の手続

審査会は、行政不服審査法に基づく不服申立てにつき、個人情報保護条例に基づく諮問を受けて、実質的な調査審議を行うこととなる。ここでは、諮問庁の有する行政不服審査法上の審査権限が、当該審査会にすべて委任されるわけではない。従って、審査会は、個人情報保護条例、同条例施行規則、審査会設置条例や同設置要綱に基づく権限を行使するに過ぎない。これらを敷衍すれば、審査会には、(a) 諮問庁に対し、請求拒否決定に係る保有個人情報の提示を求めることができること（「イン・カメラ審理」）、(b) 必要があると認めるときは、諮問庁に対し、請求拒否決定に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができること（「ヴォーン・インデックス」）、(c) 不服申立人、参加人又は諮問庁（以下、「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めることができ、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること、その他必要な調査をすることができること、(d) 不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができること、(e) 不服申立人等から、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（又は写しの交付）を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないこと、こういった規定が適用される。このような職権主義的事項は、国の情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条（審査会の調査権限）、第10条（意見の陳述）、第11条（意見書等の提出）、第12条（委員による調査手続）、第13条（提出資料の閲覧）の規定に符合するものである<sup>(19)</sup>。

以上の他に、いくつかの個人情報保護条例は、国の情報公開・個人情報保護審査会設置法第10条2項と同様に、「補佐人」の制度も認めている。例えば、事例（D）の高槻市個人情報保護条例第22条の4第2項、事例（F）の山梨県個人情報保護条例第62条2項、事例（I）の愛知県個人情報保護条例第46条6項、事例（J）の茨城県個人情報保護条例第45条2項などを挙げることができる。また、事例（A）の東久留米市個人情報保護条例第37条、事例（B）及び事例（C）の埼玉県個人情報保護条例第47条、事例（F）の山梨県個人情報保護条例第66条、事例（I）の愛知県個人情報保護条例第46条9項、事例（J）の茨城県個人情報保護条例第49条などでは、情報公開・個人情報保護審査

会設置法第14条と同様に、調査審議手続の「非公開」が規定されている。

なお、審査会への諮問を行った後に、諮問庁たる異議申立庁ないし審査庁が請求拒否決定を取り消し又は変更すること、あるいは、不服申立てに係る開示請求、訂正請求ないし利用停止請求の全部を容認して、開示決定、訂正決定ないし利用停止決定をすることもあり得る。この場合には、審査会が自らの判断で、調査審議を終結させることも想定されないわけではない。しかし、筋論から言えば、諮問庁からの諮問撤回措置をまって、調査審議を終結させることが妥当と考えられる。

## ② 不服申立人と意見陳述権

既に指摘したように、数多くの個人情報保護条例は、(d)に関する規定を置き、審査会における調査審議手続の段階で、不服申立人に、口頭による意見陳述権を保障している。例えば、事例(A)の東久留米市個人情報保護条例第35条1項、事例(B)及び事例(C)の埼玉県個人情報保護条例第45条1項、事例(D)の高槻市個人情報保護条例第22条の4第1項、事例(F)の山梨県個人情報保護条例第62条1項、事例(G)の熊本県個人情報保護条例第38条1項、事例(I)の愛知県個人情報保護条例第46条5項、事例(J)の茨城県個人情報保護条例第45条1項などを挙げることができる。

他方、事例(E)にあって、原告は、泉南市個人情報保護条例に基づいて水道事業管理者たる泉南市長が行った非開示決定処分につき、行政不服審査法に基づき、市の代表執行者たる泉南市長に対して審査請求を行っている。本件事例で争点とされたのは、審査庁(=諮問庁)である泉南市長から諮問を受けた後、泉南市情報公開・個人情報保護審査会における調査審議の段階で、審査請求人である原告に意見陳述権を認めるか否かであった。当時及び現在の泉南市個人情報保護条例にあっては、前述の(d)を保障する規定が見当たらない。そこで、当該審査会においては、審査請求人に意見陳述権が認められないこととなる。従って、大阪地裁判決が説示するように、当該審査会が審査請求人である原告に対し、口頭による意見陳述の機会を与えなかったとしても、必ずしも違法であるとは言えない。意見陳述権を規定していない条例として、その他、事例(H)の小金井市個人情報保護条例も挙げるができるが、仮に審査会が口頭による意見陳述権に配慮し、不服申立人等にこれを認めたとしても、どのような形で意見陳述をさせるのか、どの程度意見陳述をさせるのかなどは、当該審査会の裁量判断に委ねられることとなる。<sup>(20)</sup> 一般に、不服申立人等には意見陳述権が無条件で保障されるわけではないことから、前述の(e)に関連して、審査会は、審理外で自ら調査・入手した資料や結果(例えば、実施機関職員からの意見聴取した記録など)を口頭審理に上程し、不服申立人等に了知させる義務はないと言えよう。

ところで、異議申立てないし審査請求を認容ないし棄却するかは、最終的には、諮問庁である異議申立庁ないし審査庁の判断に委ねられている。従って、審査会での調査審議とは別に、諮問庁が不服申立人等の意見を聴取することまでも禁じられているわけではない。なぜなら、行政不服審査法第25条1項は、「審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあつたときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。」と規定しているからである(当該規定は、同法第48条によって、異議申立てにも準用される)。事例(E)にあって、審査請求人である原告は、審査庁(=諮問庁)である泉南市長に対して、行政不服審査法第25

条及び第27条に基づく口頭意見陳述の機会を与えるよう請求しているわけではない。従って、審査庁である泉南市長が、審査請求人である原告に対し意見陳述の機会を与えなかったのは、必ずしも違法とは言えない。むしろ、審査請求人である原告側の判断過誤に責任があったと見なされよう。

### (3) 審査会による答申

審査会は、独自の調査審議を行った後、諮問庁である異議申立庁ないし審査庁に対して答申を行うことになっている。そこで、福岡県春日市個人情報保護条例第23条6項のように、「審査会は、……諮問された日の翌日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。」と規定するものも見られる。あるいは、大阪府個人情報保護条例第44条1項のように、「審議会は、諮問があった日から起算して六十日以内に書面により答申するよう努めなければならない。」として、答申の時期のみならず形式（文書）を明確に条例で規定するものも見られる。こういった規定は稀であり、多くの個人情報保護条例では条項の欠落を見ている。審査会は、不服申立人側の主張を十分に尽くさせ、諮問庁からの説明書等に基づいて公平かつ公正な判断を行うことが要求される。従って、長期の日数を要する案件も考えられないわけではない。しかし、行政上の不服申立てや行政事件訴訟とは異なり審査会は諮問機関であるので、証拠に基づく主張・立証、検証ないし審尋など、厳格な手続が要求されるわけではない。また、不服申立人側にとっては、審査会での迅速な調査審議及び諮問が期待されるはずである。こういった観点からすると、事例（D）の高槻市個人情報保護条例第22条の2第2項に代表される「審査会は、実施機関から諮問があったときは、速やかに、答申するよう努めなければならない。」との規定と相俟って、特別な事例を除き、一般的には、「速やかに」という「60日以内」（「六十日以内」）の相当期間内で答申が行われることが望まれよう。

なお、事例（B）及び事例（C）の埼玉県個人情報保護条例第48条、事例（D）の高槻市個人情報保護条例第22条の4第6項、事例（F）の山梨県個人情報保護条例第67条、事例（I）の愛知県個人情報保護条例第46条10項、事例（J）の茨城県個人情報保護条例第51条などに代表されるように、審査会が諮問庁に対する答申を行ったときには、答申書の写しを不服申立人等に送付するとともに、答申の内容を公表するとされ、答申内容の公表までも義務づけている数多くの個人情報保護条例が見られる。また、国の情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条でも、情報公開・個人情報保護審査会が諮問庁に対する答申を行ったときには、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申内容の公表が義務づけられている。審査会が諮問機関であることからすると、答申書は諮問庁に提出され、諮問庁である異議申立庁ないし審査庁が、それに基づく異議申立決定書・審査請求裁決書とともに答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付し、併せて住民一般への公表という手続も想定されないわけではない。しかし、個人情報保護条例では、それ以前の答申の段階で、諮問庁への答申書の提出、不服申立人及び参加人への答申書の写しの交付、住民一般への公表が行われることとなっている。

### 第3款 異議申立決定・審査請求裁決

#### (1) 決定・裁決の期限と方式

まず、事例(B)は、旧埼玉県行政情報公開条例に関するものであり、埼玉県教育委員会は、原告からの審査請求を受理し独自に審査を行った結果、棄却の裁決を下している。もっとも、当該裁決までに2年ほど要している。行政不服審査法第1条1項は、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」と規定している。また、事例(E)の泉南市個人情報保護条例第25条2項は、「前項の処分庁又は審査庁は、不服申立てを受理した日から起算して90日以内に当該不服申立てに対する決定又は裁決をするよう努めなければならない。」と規定しており、同様の規定は、大阪府個人情報保護条例第44条4項にも見られる。こういった規定を斟酌するならば、不服申立てに係る決定ないし裁決は、「相当の期間内」(行政不服審査法第2条2項を参照)に行われるべきである。事例(B)での2年は、「相当の期間内」とは見なし難く、浦和地裁判決が、審査請求の約2年後になされた裁決が違法に遅延したものとして、原告側からの国家賠償請求を認めたことは妥当と言ってよい。

ところで、不服申立てに係る異議申立庁ないし審査庁が、審査会に諮問を行い、答申を受けた後に決定ないし裁決を下す場合であるが、答申から決定ないし裁決に至る期限に関して、例えば、事例(D)の高槻市個人情報保護条例第21条2項や事例(G)の熊本県個人情報保護条例第26条2項に代表されるように、(審査会から答申を受けた後に)「速やかに、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。」と規定しているものがある。こういった条例を除けば、答申後の決定ないし裁決の期限につき、規定を置かない個人情報保護条例が数多い。しかし、不服申立てに係る異議申立庁ないし審査庁は、審査会へ「速やかに」ないし「遅滞なく」諮問を行うとともに、審査会の迅速な調査審議と答申、そして答申に基づく迅速な決定や裁決を行うべきである。従って、諮問庁による審査会への諮問遅延行為、そして、答申後の決定ないし裁決の遅延行為は、決定ないし裁決固有の瑕疵を帯びるものとして、裁決取消訴訟(行政事件訴訟法第3条3項・第10条2項)を惹起せしめることになる。また、不服申立人への配慮義務違反として、国家賠償法上の違法性が問われることになる。ここでは、十分な職員配置ができなかったこと、不服申立件数や諮問件数が多かったこと、諮問、決定ないし裁決のための準備に手間取って時間がかかったことなどを理由とする行政側の免責主張は、一切遮断されることとなろう。

なお、不服申立てに係る異議申立庁・審査庁が決定ないし裁決を行う場合、当該決定及び裁決は書面で、かつ、理由が付記されなければならない。当該理由付記義務は、個人情報保護条例から必ずしも導き出されるものではなく、行政上の不服申立ての一般法たる行政不服審査法から導き出され得る。なぜなら、行政不服審査法は、第41条1項で「裁決は、書面で行ない、かつ、理由を附し、審査庁がこれに記名押印をしなければならない。」と規定しているからである(当該規定は、同法第

48条によって、異議申立てに対する決定にも準用される)。事例 (E) では、裁決の理由付記の不備が訴訟上の一つの争点となっているので、後に詳細な検討を行うこととする。

## (2) 審査会の答申内容を尊重した決定・裁決

開示請求、訂正請求ないし利用停止請求に対して、実施機関が請求拒否決定を行った場合であっても、その第一次判断措置は尊重されるべきである。この点は、事例 (G) で、熊本地裁判決が、「県教育委員会の上記判断には、後に熊本県個人情報保護審査会により覆されたとはいえそれなりの合理的根拠があると評価し得るから、県教育委員会がした部分開示決定に損害賠償を肯定するに足りる違法性を認めることはできない。」との説示に符合しよう。もっとも、異議申立てや審査請求の後に、諮問を受けて行われる審査会での調査審議、その答申を踏まえた異議申立庁ないし審査庁の決定や裁決は、処分庁 (= 実施機関) の判断の適否を再度審査するという点で重要性が認められる。そこで、事例 (D) の高槻市個人情報保護条例第21条2項、事例 (E) の泉南市個人情報保護条例第25条1項、事例 (G) の熊本県個人情報保護条例第26条2項、事例 (H) の小金井市個人情報保護条例第24条2項、事例 (J) の茨城県個人情報保護条例第52条などに代表されるように、多くの個人情報保護条例では、異議申立庁ないし審査庁が諮問に対する答申を受けたときには、これを「尊重」して、不服申立てに対する決定ないし裁決を行わなければならないとされる。当該審査会の委員にあっては、事例 (D) の高槻市個人情報保護条例第22条3項、事例 (F) の山梨県個人情報保護条例第59条3項、事例 (I) の愛知県個人情報保護条例第45条4項などに代表されるように、学識経験や優れた識見のある者が選任されることが主な理由と言ってよいのではなかろうか。なお、事例 (A) の東久留米市個人情報保護条例第33条5項、事例 (B) 及び事例 (C) の埼玉県個人情報保護条例第49条、事例 (D) の高槻市個人情報保護条例第22条の2第3項、事例 (F) の山梨県個人情報保護条例第59条6項、事例 (G) の熊本県個人情報保護条例第35条5項・第36条2項、事例 (I) の愛知県個人情報保護条例第45条6項、事例 (J) の茨城県個人情報保護条例第50条などでは、委員に守秘義務を課している点も特徴的である。

いずれにしても、事例 (A) において、東久留米市教育長は、東久留米市公文書公開審査会の一部公開せよとの答申を受けて、異議申立てにつき一部認容決定とともに一部公開を行っている。また、事例 (G) において、熊本県教育委員会は、熊本県個人情報保護審査会による不開示部分を開示せよとの答申を受けて、異議申立てに対する認容決定とともに不開示部分を開示している。さらに、事例 (I) において、愛知県公安委員会は、愛知県個人情報保護審議会の開示決定をすべきとの答申を受けて、審査請求につき認容裁決を行い、愛知県警察本部長の行った全部不開示決定を取り消している。他方、事例 (E)、事例 (F) 及び事例 (J) のように、審査会によって一部非公開決定、文書不存在決定、非公開決定等が適法・妥当と答申され、異議申立庁ないし審査庁によって不服申立てが棄却された事例も見られる。

### (3) 審査会の答申内容とは異なる決定・裁決

事例(D)にあっては、高槻市個人情報保護審査会から全面開示せよとの答申が出されたにもかかわらず、高槻市教育委員会は異議申立てにつき棄却決定を行い、保有個人情報を開示するには至らなかった。また、兵庫県の旧西宮市個人情報保護条例に基づいて、原告らが在籍していた①西宮市立小学校児童要録及び中学校生徒指導要録、②神戸市立小学校児童要録及び中学校生徒指導要録、そして、③兵庫県公立高等学校入学者選抜資料に用いられる調査書の開示請求を行ったものの、西宮市教育委員会から全面非開示決定を受けたという事例(K-1)<sup>(21)</sup>で、西宮市個人情報保護審査会は、①及び③については非開示部分を取り消して全部開示を、②については全部非開示とするよう答申を出した。ところが、西宮市教育委員会は、①及び③につき非開示決定の一部を取り消して一部開示するにとどめ、また、一部を依然として非開示にするなどして異議申立てを一部棄却している。さらに、母親である原告が、静岡県伊東市個人情報保護条例に基づいて、伊東市教育委員会に対して自分の子供の小学校1年生から3年生までの間の各指導要録及び各就学指導調査個票の開示を請求したところ、同市教育委員会から非開示決定を受けたという事例(K-2)<sup>(22)</sup>では、伊東市個人情報保護審査会が全部開示を相当とする旨の答申を出したものの、同市教育委員会は、異議申立てを棄却する旨の決定を行っている。その他、大阪府高槻市の職員である原告らが勤務評定等の開示請求をしたところ、同市長によって非開示決定がなされたという事例(K-3)<sup>(23)</sup>でも、高槻市個人情報保護条例審査会は、本件文書を開示すべきとの答申を出していたが、同市長は、原告らの異議申立てを棄却する旨の決定を行っている。事例(D)及び事例(K-3)にあっては、高槻市個人情報保護条例第21条2項に、事例(K-1)にあっては、西宮市個人情報保護条例第44条2項に、事例(K-2)にあっては伊東市個人情報保護条例第21条3項に、不服申立てに係る異議申立庁ないし審査庁は答申を「尊重して」との規定が見られる。もっとも、異議申立てないし審査請求に対して、最終的な判断である決定ないし裁決を下すのは異議申立庁ないし審査庁である。そこで、答申内容とは別の理由で、棄却決定や棄却裁決が出されることもあろう。換言すれば、審査会の答申内容と異議申立庁ないし審査庁の判断(決定ないし裁決)には、現実には、齟齬が生ずることもあり得る。<sup>(24)</sup>

しかし、例えば、事例(F)の山梨県個人情報保護条例第68条は、「諮問実施機関は、審議会の答申を尊重しなければならない。」との義務規定を置いていること、神奈川県個人情報保護条例第40条が「神奈川県個人情報保護審査会……に諮問し、審査会の議を経て」、そして、川崎市個人情報保護条例第33条2項が「川崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて」、不服申立てに対する決定又は裁決を行う旨が規定されている。ここでは、異議申立庁ないし審査庁の決定ないし裁決には審査会の判断が一部拘束力を有することから、審査会は単に諮問機関にとどまらず、参与機関に近い形態とも考えられる。そうであるならば、「第三者的『審査会』の答申を決定(裁決)において十分尊重してこそ、第三者的な不服審査による住民救済の実を挙げるゆえんであるから、原則的に答申内容にそった決定(裁決)をなすべきである。……答申に従って原処分を維持または是正していくことが、真に責任ある情報管理行政なのである。」<sup>(25)</sup>との指摘は、まさに正鵠

を得ていよう。

こういった観点からすると、審査会の答申内容と異議申立庁ないし審査庁の判断（決定ないし裁決）に齟齬が生ずる場合には、答申内容が公表されるなどの措置により、それらの判断は、不服申立人等のもとより、住民一般の審判に付されるべきではなかろうか。因みに、第2款の（3）でも一部触れたが、国の情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条のみならず、事例（D）及び事例（K-3）の高槻市個人情報保護条例では第22条の4第6項に、その他、事例（K-2）の伊東市個人情報保護条例の第22条5項には、答申の公表規定が置かれている。また、数多くの個人情報保護条例と同様に、事例（D）及び前掲事例（K-3）の高槻市個人情報保護条例第26条、前掲事例（K-2）の伊東市個人情報保護条例第26条にも、当該条例の運用状況の公表規定が置かれている。そこで、不服申立人等のもとより、住民一般が摺り合わせを行えば、審査会の答申内容と不服申立てに係る決定ないし裁決の理由との相違点が明らかとされよう。問題なのは、事例（K-1）の西宮市個人情報保護条例のように、条例の運用状況に関しては公表規定が第55条に置かれているものの、答申内容の公表規定が欠落している場合である。この種の条例の場合、異議申立庁ないし審査庁は、決定理由ないし裁決理由で答申内容と相違することを十分に付記し、不服申立人等に対して説明責任を果たすべきである。また、住民一般に対しては、個人情報保護条例には規定がないものの、例外的に答申内容の公表措置をとるなどして、その審判を仰ぐことが必要と解される。なぜなら、審査会では、学識経験や優れた識見を有する者によって公平かつ公正に調査審議が行われるのであり、その答申内容は最大限尊重されるべきだからである。

最後に、行政不服審査法は、第40条5項で、「審査庁は、……審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更すべきことを命ずることはできない。」と、そして、第47条3項で、「処分庁は、決定で、……異議申立人の不利益に当該処分を変更することができず、……」と不利益変更を禁止している。そこで、異議申立庁ないし審査庁が、審査会から請求拒否決定が適法・妥当と答申されたとしても、これらの決定を自ら取り消し、あるいは変更することが妨げられるわけではないと言えよう。なぜなら、こういった事例は不利益変更ではなく、むしろ不服申立人に対する利益変更に他ならないからである。また、審査会の答申内容は最大限尊重すべきであるが、不服申立人に対する利益変更を行うことは、答申の「尊重」という趣旨目的に、必ずしも違反するとは考えられないからである。むしろ、多くの個人情報保護条例がその目的としている「個人の権利」及び「個人の権利利益」の保護に資するのではないかと思われる。

#### （4）審査庁の裁決内容とは異なる処分庁（実施機関）の措置

行政不服審査法第43条の1項は、「裁決は、関係行政庁を拘束する。」と、その2項は、「申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。」と規定している。<sup>(27)</sup>事例（I）にあって、愛知県警察本部長が当初全部不開示決定を行ったのは、「自己を本人とする保有個人情報」（愛知県個人情報保護条例第15条1

項・旧新同一)には該当しないことを理由とするものであり、当該全部不開示決定は、審査庁たる愛知県公安委員会によって取り消されている。従って、その後、「自己を本人とする保有個人情報」に該当しないことを理由として、愛知県警察本部長が再び全部不開示決定ないし一部不開示決定を行った場合には、行政不服審査法第43条1項にいう拘束力に違反することとなる。なぜなら、取消判決を受けた処分庁は、同一の事実関係の下、同一の理由では同一の処分を行うことができないからである。<sup>(28)</sup>

本件事例にあつては、裁決の後、行政不服審査法第43条2項に従って、愛知県警察本部長が、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」(愛知県個人情報保護条例第17条6号・旧新同一)に該当するとして、一部不開示決定を行っている。処分庁(=実施機関)が、裁決理由で違法又は不当とされなかった実体的理由で、再度同じ処分を行うことは可能であり、本件事例にあつては、別の理由で一部不開示決定がなされている。この点は、従来の解釈理論に沿うものであり、処分庁(=実施機関)たる愛知県警察本部長が全部不開示決定から一部不開示決定を行ったことは、何ら違法ではない。しかし、後に新たな処分理由で一部不開示にするのであれば、当初の開示請求があつた段階で、愛知県警察本部長は、すべての不開示事由を検討してこれを請求人に提示すべきではなかつたのか。

(未完)

- (1) 本稿で参照した主な文献は、宇賀克也著『個人情報保護法の逐条解説[第3版]』(有斐閣・2009年)、同著『個人情報保護の理論と実務』(有斐閣・2009年)、同著『新・情報公開法の逐条解説[第5版]』(有斐閣・2010年)、奥津茂樹[著]『個人情報保護の論点』(ぎょうせい・2004年)、兼子仁・佐藤徳光・武藤仙令編著『情報公開・個人情報条例運用事典』(悠々社・1991年)、総務省行政管理局監修:社団法人行政情報システム研究所編集『行政機関等個人情報保護法の解説(増補版)』(ぎょうせい・2005年)、第二東京弁護士会編『情報公開・個人情報保護審査会答申例 ポイントの解説』(ぎょうせい・2009年)、高橋滋・斉藤誠・藤井昭夫編著『条解 行政情報関連三法』(弘文堂・2011年)、多賀谷一照著『要説 個人情報保護法』(弘文堂・2005年)、平松毅著『個人情報保護-理論と運用』(有信堂・2009年)、南博方編『注釈行政事件訴訟法』(有斐閣・1978年)、南博方・小高剛著『注釈行政不服審査法[補正版]』(第一法規・1984年)、南博方・高橋滋編集『条解 行政事件訴訟法 第3版補正版』(弘文堂・2009年)、室井力・芝池義一・浜川清[編著]『コンメンタール行政法Ⅰ 行政手続法・行政不服審査法 第2版』(日本評論社・2008年)、同[編著]『コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法 第2版』(日本評論社・2006年)などである。
- (2) 第1審に関する判例評釈として、下村哲夫「指導要録非公開処分の条例非公開理由該当性-指導要録非公開処分取消請求事件東京地裁判決」(法学教室165号)124頁~125頁、常本照樹「指導要録公開拒否処分取消訴訟第一審判決」(判例時報1540号)172頁~176頁がある。
- (3) 判例評釈として、草野功一「県立高等学校入試学力検査結果非公開処分取消・国家賠償請求事件(埼玉県)」(判例地方自治196号)31頁~33頁がある。
- (4) 判例評釈として、大井法子「個人情報の抹消・訂正請求」(法律時報73巻3号・特集・情報公開判例の到達点②)94頁~95頁がある。
- (5) 第1審に関する判例評釈として、比山節男「内申書開示請求事件(高槻市)」(判例地方自治144

号) 36頁～38頁、西鳥羽和明「内申書の開示請求」(ジュリスト臨時増刊1091号・平成7年度重要判例解説・行政法1) 26頁～27頁がある。高槻市個人情報保護審査会における答申などについては、平松毅「内申書及び指導要録開示の判断基準」(自治研究69巻4号) 81頁～97頁(特に注1の文献を参照)、同『『内申書』及び『指導要録』開示の判断基準・再論』(法と政治45巻4号) 47頁～69頁がある。

- (6) 第1審に関する判例評釈として、萩野聡「公立小学校教員人事異動内申書等一部開示処分取消請求、損害賠償請求」(季報情報公開11号) 13頁～17頁がある。
- (7) 当該判例は、宇賀・前掲書(『個人情報保護の理論と実務』) 342頁～344頁に詳しい。
- (8) 第1審に関する判例評釈として、黒坂則子「死体見分調書等一部不開示処分取消請求事件 愛知県: 死体見分調書、写真撮影報告書に関する保有個人情報の開示請求について、一部不開示とした処分が違法とされた事例」(判例地方自治326号) 89頁、高石直樹「開示請求権者の子の死亡に係る死体見分調書中の飛降現場断面図及び現場見取図並びに『死体の状況』及び『見分官の判断』のうち、犯罪捜査に係る着眼点、捜査手法及び関心事項に関する情報並びに写真撮影報告書中の写真及び写真撮影の状況に関する情報が、いずれも愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号。平成19年愛知県条例第47号による改正前のもの) 17条6号所定の不開示事由に該当しないとされた事例」(別冊判例タイムズ29号・平成21年度主要民事判例解説149) 326頁、佐伯彰洋「死体見分調書等の遺族による開示請求」(季報情報公開・個人情報保護30号) 44頁～48頁がある。
- (9) 控訴審に関する判例評釈としては、大林啓吾「死体見分調書等の捜査情報開示請求事件」(季報情報公開・個人情報保護32号) 53頁～57頁、友岡史仁「犯罪捜査等情報に関する保有個人情報の不開示判断の裁量性」(法学セミナー648号) 117頁、折橋洋介「愛知県個人情報保護条例に基づく死体見分調書等の開示請求」(自治研究86巻4号) 125頁～138頁がある。
- (10) 控訴審に関する判例評釈として、常森裕介「措置入院に係る個人情報部分不開示決定処分が肯定された事例」(賃金と社会保障1523号) 49頁～56頁がある。
- (11) 宇賀克也「行政不服審査法・行政手続法改正の意義と課題」(ジュリスト1360号) 2頁～10頁、久保茂樹「行政不服審査」(磯部力・小早川光郎・芝池義一編『行政法の新構想Ⅲ 行政救済法』有斐閣・2008年) 161頁～185頁、福家俊朗・本多滝夫編『行政不服審査制度の改革 国民のための制度のあり方』(日本評論社・2008年)、水野晴久「行政不服審査法案・行政手続法一部改正案の概要」(ジュリスト1371号) 6頁～11頁、白藤博行「行政不服審査制度改正の憂鬱と希望」(ジュリスト1371号) 12頁～19頁、阿部泰隆『行政法解釈学Ⅱ』(有斐閣・2009年) 362頁～372頁、橋本博之「行政不服審査法案について」(慶応法学15・16合併号) 21頁～39頁などを参照。
- (12) 高松地判平成22年1月13日(個人情報不開示処分取消請求事件・棄却) 判例集未掲載。
- (13) なお、川崎市では、審査会以外に、個人情報保護に関する苦情を受け付ける機関として個人情報保護委員が併置されている(同市個人情報保護条例第36条)。また、逗子市では、個人情報保護条例に基づく不服申立てを可能とする一方で、個人情報の開示、訂正、中止及び削除に関し、公正かつ簡易迅速に請求者の救済を図るため、審査会に代置する機関として個人情報保護委員が置かれている(同市個人情報保護条例第27条)。
- (14) なお、地方公共団体の議会が本来の議事機関であるならば、執行機関である長の附属機関に諮問することには、疑問も提示されよう。しかし、当該議会は、個人情報保護条例に基づく住民の請求がなされた場合には行政処分である決定を行う行政庁・行政機関とみなされるので、他の実施機関と同様に審査会に諮問して、その答申を尊重することが筋であるとの指摘がなされている、兼子他・前掲書(『情報公開・個人情報条例運用事典』) 291頁を参照。
- (15) 不服申立不適格者や不服申立期限徒過後の不服申立てなど、明らかに不合法である場合を除き、諮問庁(異議申立庁ないし審査庁)の側で当該事案が不合法か否かについての判断が迷うときには、審査会への諮問を行うべきとの指摘も見られる、宇賀・前掲書(『個人情報保護法の逐条解説 [第

- 3版]]) 401頁。
- (16) 第三者不服審査機関への諮問を省くことができる場合については、宇賀・前掲書（『個人情報保護法の逐条解説 [第3版]]）401頁～403頁、総務省行政管理局監修・前掲書173頁～176頁、兼子他・前掲書（『情報公開・個人情報条例運用事典』）298頁～299頁に詳しい。
- (17) 宇賀・前掲書（『個人情報保護法の逐条解説 [第3版]]）399頁、総務省行政管理局監修・前掲書172頁。
- (18) なお、国にあっては2005年8月3日に各府省申し合わせが行われ、審査会への諮問は、特段の事情がない限り、不服申立てを受けてから90日以内に行うこととされている。詳しくは、高橋他・前掲書（『条解 行政情報関連三法』）436頁～437頁、717頁～718頁、739頁を参照。
- (19) 宇賀・前掲書（『新・情報公開法の逐条解説 [第5版]]）224頁以下、多賀谷・前掲書164頁～167頁、第二東京弁護士会編・前掲書58頁～61頁などを参照。
- (20) 意見聴取の方法に関しては、兼子他・前掲書（『情報公開・個人情報条例運用事典』）305頁～308頁を参照。
- (21) 事例（K-1）神戸地判平成10年3月4日（指導要録非開示処分取消請求事件・調査書非開示処分取消請求事件：第1審：一部認容・一部棄却）判例地方自治187号43頁：大阪高判平成11年11月25日（控訴審：原判決変更・認容：確定）判例タイムズ1050号111頁・判例地方自治207号65頁。控訴審に関する判例評釈として、森田明「内申書・指導要録の全面開示の是非」（ジュリスト臨時増刊1179号・平成11年度重要判例解説・憲法9）23頁～24頁がある。
- (22) 事例（K-2）静岡地判平成14年10月31日（自己情報不開示決定取消請求事件：一部認容・一部棄却）判例タイムズ1153号139頁。判例評釈として、森田明「子の指導要録の開示請求と親の原告適格」（法律時報78巻8号・小特集・個人情報保護判例の展開と到達点⑤）88頁～89頁、友岡史仁「市教育委員会による学齢簿登載通知書の存否応答拒否が認容された事件」（季報情報公開・個人情報保護27号）49頁～54頁、野村武司「学齢簿登載通知書開示請求事件」（季刊教育法155号）76頁～81頁がある。
- (23) 事例（K-3）大阪地判平成12年12月8日（公文書非開示決定処分取消請求事件：第1審：棄却）判例地方自治229号38頁：大阪高判平成13年10月12日（控訴審：棄却）判例地方自治229号34頁。第1審に関する判例評釈として、森信雄「高槻市勤務評定開示請求訴訟について」（労働法律旬報1506号）4頁～7頁、控訴審に関する判例評釈として、下井康史「地方公務員の勤務評定報告書」（季報情報公開7号）11頁～13頁、村田哲夫・京極務「はんれい最前線・公務員の勤務評定は職業上の秘密」（判例地方自治233号）4頁～6頁がある。
- (24) その他、審査会の答申内容と異なる決定ないし裁決の事例として、奥津・前掲書128頁～131頁を参照。
- (25) 兼子他・前掲書（『情報公開・個人情報条例運用事典』）314頁。
- (26) 宇賀・前掲書（『新・情報公開法の逐条解説 [第5版]]）245頁によると、答申の内容が公表されることは、実際上の効果として、諮問庁がその答申に従わないことを困難とし、審査会の答申が担保される機能を有しているとされる。
- (27) 拘束力について、詳しくは、南他・前掲書（『注釈行政不服審査法』）192頁～198頁、室井他・前掲書（『コンメンタール行政法I』）491頁～495頁を参照。
- (28) 室井他・前掲書（『コンメンタール行政法I』）493頁。